資料 18

# 相模原市情報公開条例施行規則

平成１３年３月３０日

規則第１８号

相模原市公文書公開条例施行規則(昭和６１年相模原市規則第３７号)の全部を改正する。

(趣旨)

第１条　この規則は、市長が管理する公文書に係る相模原市情報公開条例(平成１２年相模原市条例第３９号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

第３条　削除

(公文書公開請求書の記載事項等)

第４条　条例第６条第１項に規定する公開請求(以下「公開請求」という。)は、公文書公開請求書により行うものとする。

２　条例第６条第１項第４号の規則で定める事項は、公開の方法とする。

(公開請求の却下)

第５条　市長は、公開請求を受けた場合において、当該公開請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公開請求を却下することができる。

（１）条例第２条第２項各号に規定するものに係る請求であるとき。

（２）条例第３２条に規定する公文書の公開に係る請求であるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、却下することにつき相当の理由のあるとき。

２　市長は、前項の規定に基づき公開請求を却下したときは、当該公開請求をしたものに対して、速やかに公文書公開請求却下通知書により通知するものとする。

(公開決定通知書等)

第６条　条例第１１条第１項の規定による通知は、公文書公開決定通知書により行うものとする。

２　条例第１１条第２項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書により行うものとする。

(公開決定期間延長通知書等)

第７条　条例第１２条第２項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書により行うものとする。

２　条例第１２条第３項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第８条　条例第１３条第１項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(第三者保護に関する手続)

第９条　条例第１４条第１項及び第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第２号に掲げる事項にあっては、同条第２項に該当する場合に限る。)とする。

（１）公開請求の年月日

（２）条例第１４条第２項第１号及び第２号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（３）公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（４）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

２　条例第１４条第１項及び第２項の規定による通知は、公文書の公開請求に関する意見照会書により行うものとする。

３　条例第１４条第１項及び第２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が意見書を提出するときは、公開決定等に係る意見書により行うものとする。

４　条例第１４条第３項の規定による通知は、公開決定に係る通知書により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第１０条　条例第１５条第１項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（１）電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録を光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したものの交付

（２）電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(公文書の閲覧の方法等)

第１１条　公文書の閲覧又は視聴をする者は、職員の指示に従うとともに、当該公

文書を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。

２　市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第１１条の２　公文書の写しの交付を受けようとするものは、当該公文書の複写を希望する箇所等を記載した公文書の写しの交付申込書を市長に提出するものとする。

(写しの交付部数)

第１２条　公文書の写しを交付するときの交付部数は、公開請求に係る公文書１件につき１部とする。

(写しの交付に要する費用)

第１３条　条例第１６条第２項に規定する公文書の写しの交付に要する費用の額は、別表第１に定めるとおりとする。

(諮問をした旨の通知)

第１４条　条例第１８条の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(答申書の写しの送付)

第１５条　相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申後遅滞なく答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(審査会提出資料等の閲覧等)

第１６条　条例第２３条第２項の規定による意見書又は資料の写しの送付に係る意見の聴取は、審査会提出資料等の送付に係る意見照会書により行うものとする。

２　条例第２３条第３項の規定による閲覧の請求は、審査会提出資料等閲覧請求書により行わなければならない。

３　市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該請求に対する決定を行い、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書により当該請求をしたものに通知するものとする。

（１）当該請求の全部を承諾する場合　審査会提出資料等閲覧承諾通知書

（２）当該請求の一部を承諾する場合　審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書

（３）当該請求の全部を拒む場合　審査会提出資料等閲覧拒否通知書

第１７条及び第１８条　削除

(出資法人等の情報公開)

第１９条　条例第３０条第１項に規定する出資法人等は、別表第２に定めるものとする。

２　条例第３０条第３項に規定する出資法人等は、当該出資法人等の設立にあたり、市が２分の１以上を出資している法人とする。

(委任)

第２０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に相模原市公文書公開条例施行規則(昭和６１年相模原市規則第３７号。以下「旧規則」という。)の規定によって行われた処分、手続きその他の行為でこの規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

３　この規則施行の際、旧規則の規定により定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附　則(平成１４年３月２９日規則第２４号)

この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則(平成１７年３月２４日規則第１７号)

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、別表第１文書及び図画の項の改正規定は、同年６月１日から施行する。

附　則(平成１７年７月１日規則第７８号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成１９年３月３０日規則第７６号)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則(平成１９年６月３０日規則第１４３号)

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則(平成２２年３月３１日規則第３２号)

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則(平成２３年２月１０日規則第５号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２３年４月１日規則第４０号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２３年６月１日規則第４８号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２４年４月１日規則第６７号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年３月１日規則第１６号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年３月２９日規則第３４号)

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年４月１日規則第５７号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２６年１０月１日規則第１０５号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２８年３月３１日規則第３０号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１(第１３条関係)

| 種別 | | 規格 | 単価 |
|---|---|---|---|
| 文書及び図面 | 電子複写機により単色刷りしたもの | A３判まで１面 | １０円 |
| | プリンタにより出力単色刷りしたもの | A３判まで１面 | １０円 |
| | マイクロフィルムリーダープリンタにより出力単色刷りしたもの | A３判まで１面 | １０円 |
| | 電子複写機により多色刷りしたもの | A３判まで１面 | ５０円 |
| 電磁的記録 | 光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したもの | CD-R<br>700メガバイト | ７０円 |
| その他 | | | 実費を参考に定める額 |

備考　郵便等により写しを送付するために要する費用については、あらかじめ算定された郵便料金等に相当する金額を請求者が負担するものとする。

別表第２(第１９条関係)

| 名称 |
| --- |
| 相模原市土地開発公社 |
| 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター |
| 公益財団法人相模原市健康福祉財団 |
| 公益財団法人相模原市産業振興財団 |
| 公益財団法人相模原市民文化財団 |
| 公益財団法人相模原市体育協会 |
| 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 |
| 公益社団法人相模原市シルバー人材センター |
| 公益社団法人相模原市防災協会 |
| 一般社団法人相模原市観光協会 |
| 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 |
| 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 |
| 株式会社さがみはら産業創造センター |
| 橋本駅北口第一再開発ビル株式会社 |